10月14日㈫から戸籍事務の電算化を開始します

コンピューターによる戸籍事務を開始し、窓口でのサービスの充実や、事務の効率化を図ります。

◎戸籍の電算化とは

これまでの戸籍は、紙で管理されており、手作業で記載などを行っていたので、多くの時間が必要でした。

戸籍事務をコンピューターで処理することで、戸籍作成から証明交付までがスピードアップします。

◎証明交付の待ち時間は短くなります

電算化されると、戸籍に関する各種証明（除籍を含む）は、市民サービスグループ・各支所の窓口でも交付できるので、住民票と同じように10分ほどで交付できます。

※相続などで除籍を請求される場合、内容を確認して交付するため、通常より時間がかかることがあります。

◎戸籍届を出した場合、2・3日で新しい戸籍ができます

電算化されると、より早く、正確に戸籍を作成することができます。

これまでは届け出から証明書の交付までに1週間ほどかかりましたが、これからは大幅に短縮され2・3日ほどで交付できます。

◎これまでの戸籍はどうなりますか

これまでの戸籍は「平成改製原戸籍」として保存されます。電算化の前に、婚姻や死亡などですでに戸籍から除かれている方は、電算化の戸籍には記載されません。

電算化の前の戸籍が必要な場合は、平成改製原戸籍を請求してください。

※登別市に本籍のある方が対象です。

※発行手数料に変更はありません

▼今までの戸籍謄本

- 全員の証明…戸籍謄本
- 個人の証明…戸籍抄本

▼電算化後は

- 全員の証明…全部事項証明書
- 個人の証明…個人事項証明書

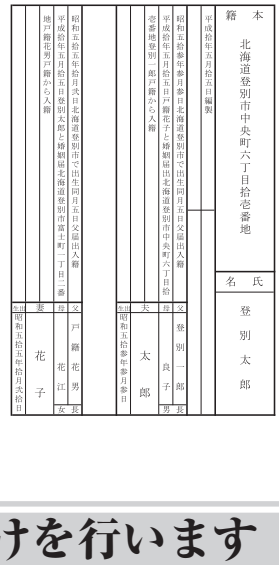

▼問い合わせ 市民サービスG（☎㉟1855）

（1の1） 全部事項証明

本籍 氏名	北海道登別市中央町六丁目１１ 登別太郎
戸籍事項 戸籍改製	【改製日】平成２０年１０月１１日 【改製事由】平成６年法務省令第５１号附則第２条第１項による改製
戸籍に記載されている者	【名】太郎 【生年月日】昭和５３年３月３日 【配偶者区分】夫 【父】登別一郎 【母】登別良子 【続柄】長男
身分事項 出生	【出生日】昭和５３年３月３日 【出生地】北海道登別市 【届出日】昭和５３年３月５日 【届出人】父
婚姻	【婚姻日】平成１０年５月１５日 【配偶者氏名】戸籍花子 【従前戸籍】北海道登別市中央町六丁目１１番地登別一郎
戸籍に記載されている者	【名】花子 【生年月日】昭和５５年１０月２０日 【配偶者区分】妻 【父】戸籍花男 【母】戸籍花江 【続柄】長女
身分事項 出生	【出生日】昭和５５年１０月２日 【出生地】北海道登別市 【届出日】昭和５５年１０月５日 【届出人】父
婚姻	【婚姻日】平成１０年５年１５日 【配偶者氏名】登別太郎 【従前戸籍】北海道登別市富士町一丁目２番地戸籍花男
	以下余白

発行番号 0019020104727
これは、戸籍に記載されている事項の全部を証明した書面である。
平成２０年１０月 日
北海道登別市長
印

『▼申し込み』『▼問い合わせ』中の『G』は『グループ』の略です

返還墓地の再貸し付けを行います

貸付墓地	造成年度	貸付区画数	1区画当たり 面積	使用料	管理清掃手数料	合計
亀田霊園	S61	1区画	5.0平方㍍	200,000円	25,000円	225,000円
富浦墓地	S50	3区画	6.0平方㍍	156,000円	30,000円	186,000円
		2区画	2.25平方㍍	57,000円	11,250円	68,250円
	S54	6区画	6.0平方㍍	168,000円	30,000円	198,000円
	H6	1区画	5.0平方㍍	235,000円	25,000円	260,000円
中登別墓地	S45	1区画	12.0平方㍍	300,000円	60,000円	360,000円

▶**対象**　市内に住民票のある、墓地使用権をお持ちでない方

▶**貸し付け条件**　3年以内に墓碑を建立される方

※墓地の貸し付けを受け3年を経過しても墓碑を建立されなかった場合には、墓地使用許可が取り消しとなります。

この場合、納入された使用料および手数料は返還しませんのでご注意願います。

▶**申込期間**　10月15日㈬～22日㈬（土・日曜日を除く）

▶**申込方法**　市民サービスグループ（市役所本庁舎1階2番窓口）に備え付けの申込書に必要事項を記入し、提出してください（印鑑、住民票抄本が必要です）

※申し込みは1世帯につき1区画とし、申し込みが複数となった場合は、後日抽選を行います。（第二富浦墓地随時受付中）

申し込み 問い合わせ　市民サービスグループ（☎㉟2139）

国民健康保険被保険者証の更新を行います

10月31日が有効期限の国民健康保険被保険者証の更新を行います。

新しい被保険者証は、世帯主の方へ郵送します（10月中旬郵送予定）。

ただし、納税相談の必要な方や被保険者証の記載内容に変更があり、届け出が必要な方については交付できない場合があります。

また、修学などで登別市から転出（住民票異動）する方は、国保・年金グループ（市役所1階4番窓口）または各支所に新しい被保険者証と印鑑を持参し、申請してください（修学の場合は、在学証明書または学生証の写しが必要となります）。

10月31日㈮までに被保険者証が届かない場合は、お問い合せください。

問い合わせ 国保・年金グループ（☎㉟1771）